

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準
の公表方法等について（ガイドライン）」 骨子

1. 経緯

- (1) 独立行政法人の役職員の給与等については、独立行政法人通則法上、支給基準を公表するとともに、財務諸表の附属明細書において支給総額を公表することとされている。
- (2) さらに、独立行政法人の透明性を高める観点から、平成 14 年 10 月 18 日に特殊法人等改革推進本部において、「主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表すること」とされた。
- (3) これを受け、既存の独立行政法人も含め、役職員の給与水準を主務大臣が調査・公表を行うガイドラインを総務省が作成することとし、その具体的内容を関係省庁及び外部有識者による「独立行政法人の給与水準の公表に関する勉強会」において検討を行ってきた。

2. 概要

- (1) 以下の事項等を公表
 - 役員の報酬及び退職手当の支給状況
 - 職員給与の支給状況
 - ・ 年齢別の分布状況（勤務成績等の反映状況を表示）
 - ・ 国家公務員の給与水準とのラスパイレス指数による比較
 - 給与支給総額と総人件費
- (2) 主務大臣はガイドラインに即して調査を行い、人事院による集計・統計処理等の協力を受け、当該法人の財務諸表の主務大臣への提出時期に、各独立行政法人とともに結果を公表する。

また、総務省は、主務大臣及び各独立行政法人における公表をとりまとめ、発表する。

特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等
に当たっての基本方針について（抄）

平成 14 年 10 月 18 日
特殊法人等改革推進本部決定

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役職員は、原則として非国家公務員とする。特定独立行政法人と統合すること等から国家公務員とせざるを得ない法人については、非国家公務員とした場合に発生すると予想される支障の回避方策の検討等を踏まえつつ、統合する独立行政法人の中期目標の期間の終了時に非国家公務員に移行することを基本とし、必要な措置を講ずることとする。

新独立行政法人の役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成 14 年 3 月 15 日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第 52 条及び第 53 条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第 57 条及び第 63 条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

独立行政法人の給与水準公表に関する勉強会メンバー

○ 外部有識者

座長	みやもと 宮本	みつはる 光晴	専修大学経済学部教授
	いしはら 石原	すすむ 進	毎日新聞社論説委員
	こい 小井	どゆうじ 土有治	日本労働ペンクラブ代表
	たなべ 田辺	くにあき 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	やまもと 山本	きよし 清	国立学校財務センター研究部教授

○ 関係部局

	みなみ 美並	よしと 義人	特殊法人等改革推進本部事務局参事官
	うえだ 上田	えもん 衛門	総務省人事・恩給局参事官(給与担当)
	すみ 鷺見	ちかひさ 周久	総務省行政管理局管理官(独立行政法人総括)
	さぬき 讃岐	けん 建	総務省行政評価局評価監視官(独立行政法人担当)
	すぎもと 杉本	よしてる 芳輝	人事院事務総局総務局参事官

独立行政法人の給与水準公表に関する検討状況等

- 第1回 平成15年3月31日(月)
- 法人及び国の給与制度等の紹介
 - 論点の洗い出し 他
- 第2回 平成15年4月18日(金)
- 公表事項について
 - 法人給与実態調査について
 - 国又は他の独法との給与水準の比較について 他
- 第3回 平成15年5月23日(金)
- 公表の実施のあり方について
 - 法人給与実態調査の集計結果(速報値)について
 - 法人ヒアリングの実施について 他
- 第4回 平成15年6月6日(金)
- 法人ヒアリング
 - ・ 理化学研究所
 - ・ 労働福祉事業団
 - ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 第5回 平成15年6月20日(金)
- 法人給与実態調査結果の概要について
 - 給与指標に関する論点について 他
- 第6回 平成15年7月18日(金)
- ガイドラインの骨子(案)について 他
- 第7回 平成15年8月8日(金)
- ガイドライン(案)について 他
- 第8回 平成15年8月29日(金) 開催予定
- ガイドライン策定(予定)
- 10月1日～ 新独法設立